

介護サービスの充実による安心基盤づくり

介護人材の確保・資質向上及び業務の効率化への支援

- 介護人材の確保へ向けた取組として保健福祉フェア等のイベントなどで、芦屋市介護サービス事業者連絡会等と協働し、介護現場の理解や介護人材の確保につながる取組を実施します。【充実】
- 文書量削減に向け、申請様式や添付書類の簡素化などに取り組み、介護保険事業所の業務の効率化を支援します。【充実】

介護サービス事業者の質の向上と指導監査体制の充実

- 実地指導については、国の指針に基づき、標準化・効率化を図ります。また、指定等の届出事務についても国の様式例に準拠し、簡素化に努めます。【充実】

新型コロナウイルス等の感染症対策の徹底

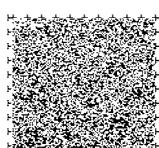
- 介護保険事業所内の集団感染（クラスター）の発生防止や感染症発生時のサービス継続に向けて、市と市内介護保険事業者が連携し、一体となって取り組みます。
- 介護保険事業所内の感染症対策の状況や感染症マニュアルの整備について、運営推進会議や実地指導などにおいて確認等を行い、適切な感染症対策に取り組みます。
- 介護保険事業者に対し、平常時からマスク・消毒液等の衛生用品の備蓄の確保を指導するとともに、集団感染（クラスター）の発生時においても介護保険サービスを継続できるよう安定的な確保に取り組みます。
- 介護現場で働く職員に対し、サービス提供時の感染症予防や感染症が発生した際の対策にかかる研修を行うなど感染症に対する理解の促進を図ります。

共生型サービス等の推進

- 障がい者の介護保険制度への移行が適切に行えるよう市独自のグランドルール（支援体制）を構築するとともに、関係機関が連携した支援に取り組みます。【充実】

介護保険サービスによる居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの充実

- 施設サービスとして、特別養護老人ホームとケアハウスを整備し、施設入所待機者の解消を図ります。【充実】
- 地域密着型サービスの充実として、医療的な支援が必要な利用者への「訪問」・「通い」・「泊まり」のサービスを組み合わせた看護小規模多機能型居宅介護の整備に取り組みます。【新規】



介護保険サービスの事業見込み

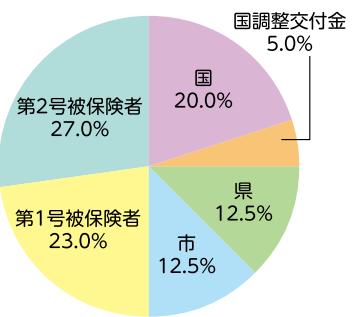
1 保険料の算定手順

第8期計画中における標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額 × 第1号被保険者負担割合

$$+ \text{調整交付金相当額} \\ - \text{調整交付金見込額}$$

$$- \text{介護給付費準備基金取崩し額}$$

※介護給付費は、原則として半分は国、県、市が公費で負担し、残りの半分は65歳以上の第1号被保険者、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料でまかなうこととされています。



第1号被保険者が保険料として負担する必要額

÷

(所得段階別加入割合補正後)
第1号被保険者数

※介護報酬の見直しによる影響等を考慮して保険料を決定します。

保険料基準年額
68,880円

÷12か月

保険料基準月額
5,740円

【参考】兵庫県内各市町の保険料基準月額（平均）：5,976円

2 保険料の軽減及び減免について

高齢化の進行による介護ニーズの増大に伴い、高齢者個々の医療費や介護保険料、介護サービス利用料などの負担が増大していく傾向にあります。本市では低所得者への配慮として次の軽減や減免を行います。

◎介護保険料所得段階第1段階から第3段階の方については、公費による保険料の軽減を実施します。

	国基準料率(年額)	第8期料率(年額)
第1段階	基準額×0.50 (34,440円)	→ 基準額×0.30 (20,760円)
第2段階	基準額×0.75 (51,600円)	→ 基準額×0.50 [*] (34,440円)
第3段階	基準額×0.75 (51,600円)	→ 基準額×0.70 (48,240円)

※令和3年度については「基準額×0.475 (32,760円)」

◎介護保険料所得段階第4段階について、国基準料率より引き下げます。

	国基準料率(年額)	第8期料率(年額)
第4段階	基準額×0.90 (61,920円)	→ 基準額×0.875 (60,240円)

◎上記に加えて、災害や失業・低所得などの理由で保険料を納めることが困難な事情が生じた方については、保険料の減免を受けることができる場合があります。

